

【表紙】

【発行登録番号】	31-外債 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 2月 8日
【発行者の名称】	インド輸出入銀行 (Export-Import Bank of India)
【代表者の役職氏名】	David Rasquinha (マネージング・ディレクター)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 池 田 成 史
【住所】	東京都港区六本木一丁目 9 番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 池 田 成 史
【住所】	東京都港区六本木一丁目 9 番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【発行登録の対象とした募集又は売出し】	債券の募集
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成31年2月16日)から2年を経過する日(平成33年2月15日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【発行主体】

債券は、インド輸出入銀行（以下「発行者」という。）により、その時々々の借入を承認し、対外商業借入を含むその時々々の借入条件の最終決定を発行者の資金管理委員会に授権した発行者の理事会の決議、ならびに発行者のために借入の条件を承認し、授権された署名者による諸契約の締結、債券の発行およびこれらにより意図された取引の履行を承認した資金管理委員会の決議に従い、発行される。必要とされるインド準備銀行（以下「準備銀行」という。）またはインド政府による承認（適用ある場合）は、発行者により取得される。準備銀行のガイドラインは、発行者の借入総額残高が発行者の自己資金純額（株式資本および準備金から無形資産を控除する。）の10倍に相当する額を超えてはならないとしているが、準備銀行は、必要がある限り、発行者の借入総額残高が発行者の自己資金純額の10倍を超えることを許可することができる。

2【募集要項】

未定

3【利息支払の方法】

未定

4【償還の方法】

未定

5【元利金支払場所】

未定

6【担保又は保証に関する事項】

未定

7【債券の管理会社の職務】

未定

8【債権者集会に関する事項】

未定

9【課税上の取扱い】

未定

10【準拠法及び管轄裁判所】

未定

11【公告の方法】

未定

12【その他】

未定

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

インドからの債券の発行による手取金は、発行者によって、(i)発行者が海外の政府/銀行/機関/事業体に対して承認する輸出クレジット・ライン(信用供与枠)/バイヤーズ・クレジット、()海外合弁事業への株式投資/資本参加のための貸付および、()輸出関連企業による資本財の輸入に対する資金供与、ならびに()準備銀行が認めるその他の目的に使用される。ロンドン支店を通じた債券の発行による手取金は、貸付を含む一般事業の目的に使用される。

第4【法律意見】

発行者のインドの法律顧問より日本国関東財務局長宛に以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (イ) 発行登録書およびその訂正発行登録書ならびにそれらの日本国関東財務局長への提出は、発行者により正当かつ有効に授権されている。
- (ロ) 発行登録書およびその日本国関東財務局長への提出は、インド共和国の法律または規則に違反せず、インド共和国の法律または規則に基づき適法である。
- (ハ) 発行登録書(当該書類に記載された参照書類を含む。)中のインド共和国についてのすべての法的事項の記載は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

未 定

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	平成30年9月28日関東財務局長に提出
事業年度	(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	平成31年9月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度	(自平成31年4月1日 至平成32年3月31日)	平成32年9月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

半期（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日） 平成30年12月20日関東財務局長に提出
半期（自平成31年4月1日 至平成31年9月30日） 平成32年1月6日までに関東財務局長に提出予定
半期（自平成32年4月1日 至平成32年9月30日） 平成33年1月4日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし